

16歳以上が対象

# 自転車の違反に 反則金



春からの  
自転車通勤・  
通学には  
特に注意を！



ながらスマホは  
ダメだよ！



## 知らずに違反してない？ 自転車運転の注意ポイント

### 携帯電話使用の禁止

運転しながら通話をしたり、画面を見続けたりすることは禁止です。

〔反則金〕1万2,000円

※スマートフォン使用による事故や、歩行者の通行を妨げたりした場合は、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されることがあります。

片手運転になり、  
注意も散漫になり  
ます。



### 左側通行が原則

歩道がある道路では車道の左側、歩道がない道路では左端に寄って通行しなくてはなりません。

〔反則金〕6,000円

右側を走ると、車や自転車と正面衝突する危険性があります。



### 一時停止

「止まれ」の標識や停止線がある場所では、必ず一時停止をし、安全確認を行いましょう。

〔反則金〕5,000円



### 運転中のヘッドホン・イヤホンの禁止

大きな音で音楽を聴いたり、周囲の音が聞こえない状態で運転してはいけません。

〔反則金〕5,000円

車があまり通らない道でやりがち…。縦一列で走りましょう。

### 並進の禁止

自転車同士で横に並んで走る「並進」は禁止されています。

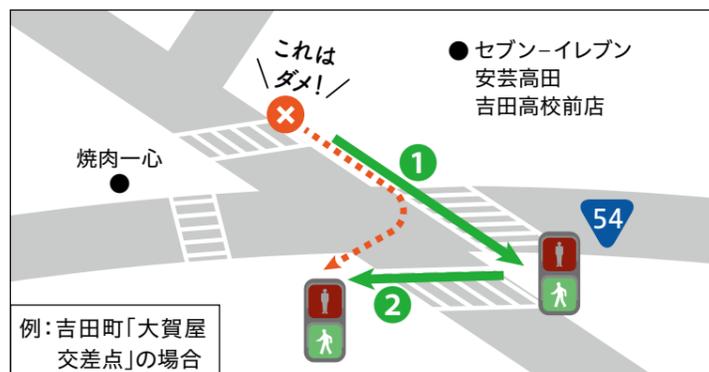
〔反則金〕3,000円



### 「二段階右折」をしましょう

右折するときは、いったん交差点を真っすぐ渡り、向きを変えてから再び進む「二段階右折」をしなければいけません。あらかじめ左側端に寄って進み、交差点の側端に沿って徐行してください。

〔反則金〕3,000円または6,000円



## 歩道を通行できるのは、 標識・標示があったり、車道通行が危険な場合のみ

自転車は原則として車道通行です。ただし、下記の場合は歩道を通行できます。

- 「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある。
- 13歳未満、70歳以上、身体に一定の障害がある方が運転する。
- 道路工事、自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、事故の危険性がある。



### 歩道を通行するときのルール

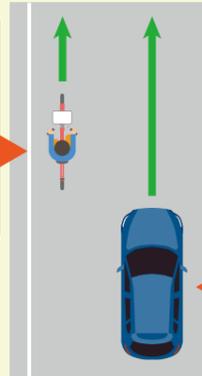
- 歩道を通行できる場合でも、歩行者を優先して運転しましょう。
- 歩道の中央ではなく、車道寄りの場所を走る。
- すぐ止まれるスピードで走る。
- 歩行者の通行の妨げになる場合は、一時停止する。
- 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合は、その部分を徐行する。

## 「自動車」で自転車を追い抜くときには、安全確保を！

自動車やバイク（一般原付を含む）が、自転車などの右側を通過して追い抜くときに十分な間隔が取れない場合は、接触事故を防ぐために自動車側・自転車側の両方に義務が定められます。

### 自転車側のルール

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。  
〔罰則〕5万円以下の罰金  
〔反則金〕5,000円



### 自動車側のルール

間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。  
〔罰則〕3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金  
〔違反点数〕2点  
〔反則金〕大型・中型・準中型9,000円、普通車7,000円、二輪6,000円、小特・一般原付5,000円

車はスピードを落とすとして安全に、自転車はできる範囲で左に寄って、お互いに思いやりのある通行を心掛けましょう。



## さらに詳しく

「自転車ルールブック」▶



## ヘルメットの着用を！

年齢にかかわらずヘルメットの着用が努力義務となっています。自転車乗用中の死亡事故で亡くなられた方のうち、約半数の方が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットを正しく着用して、頭部を保護しましょう。



園危機管理課 防災・生活安全係 ☎お太助フォン 42-5625